

地方法人課税の偏在是正

政策提言先 総務省

政策提言の要旨

本年4月、厳しい日本の財政状況や急速に進む少子高齢化を踏まえ、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられました。引き上げ分の地方消費税は社会保障財源に充てられることとされていますが、増税に伴う地方交付税の不交付団体と交付団体の間で財政力格差のさらなる拡大が懸念されたことから、平成26年度の税制改正において地方法人課税のあり方を見直すことによる税源の偏在是正措置が講じられたところであります。

しかしながら、景気の回復基調に伴い、今後、地方法人二税の税収増が見込まれる中、地域間の税源偏在・財政力格差の拡大が懸念されており、さらなる税源の偏在是正措置が必要です。

【政策提言の具体的内容】

- ◎今後、景気や企業業績の回復による地方法人二税（法人住民税・法人事業税）の大幅な伸びが見込まれるところではありますが、地方法人二税は、地域間の偏在性が大きく、かつ、景気の影響に大きく左右されやすい税源であるため、地域間の税源偏在や財政力格差のさらなる拡大が懸念される所であり、特に財政力の弱い団体にとっては、税源偏在・財政力格差の拡大は極めて深刻な問題であります。
- ◎今回の税制抜本改革により地方消費税が充実されるとともに、平成26年度の税制改正において法人住民税法人税割の一部の地方交付税原資化による一定の税源の偏在是正措置が講じられたものの、今後の景気回復などによる影響を踏まえれば、未だ偏在性の少ない地方税体系が構築されたとは言い難い状況にあり、今後も地方分権改革を進め、地方税の充実・強化を図るためにも、さらなる税源の偏在是正措置を講じることが必要不可欠です。
- ◎平成26年度与党税制改正大綱においては、「消費税10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税、譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講じるなど、関係する制度について幅広く検討を行う」とされています。
- ◎この大綱に沿って、消費税率10%段階において、法人住民税法人税割のさらなる地方交付税原資化や、廃止となる地方法人特別税・譲与税制度に代わる実効性のある偏在是正措置が確実に講じられる必要があります。
- ◎その際には、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するという観点から、偏在性が小さく税収が安定的な消費税と偏在性が大きく税収が景気に左右されやすい地方法人課税との税源交換を行うなど抜本的な措置を講じることを強く求めます。

【政策提言の理由】

平成20年度からの地方法人特別税・譲与税制度の導入により、地方法人二税の偏在性が一定緩和されたものの、平成24年度決算においては、例えば、各都道府県ごとの人口一人当たりの税収額で見た場合、最大で5.7倍の格差が存在する状況にあります。

平成26年度から講じられる偏在是正措置は、主に消費税率引き上げに伴い拡大する税源格差の是正を念頭にいたものであり、消費税10%段階で現行の地方法人特別税・譲与税制度を廃止することに伴い、地域間の税源格差・財政力格差が拡大することのないよう、十分な偏在是正措置を講じる必要があります。

【高知県総務部財政課・税務課】